

○南伊豆地域清掃施設組合情報公開条例施行規則

南伊豆地域清掃施設組合規則第21号

令和5年6月20日

(趣旨)

第1条 この規則は、南伊豆地域清掃施設組合情報公開条例（令和5年南伊豆地域清掃施設組合条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書等の様式)

第2条 公文書の開示等において用いる書面及び通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 条例第5条において準用する下田市情報公開条例（平成28年下田市条例第7号。以下「準用する下田市条例」という。）第6条第1項の規則で定める書面 公文書開示請求書（様式第1号）
- (2) 準用する下田市条例第11条各項の規定による通知 次に掲げる様式
 - ア 公文書の全部を開示する旨の決定をしたとき 公文書開示決定通知書（様式第2号）
 - イ 公文書の一部を開示する旨の決定をしたとき 公文書部分開示決定通知書（様式第3号）
 - ウ 公文書の全部を開示しない旨の決定をしたとき 公文書不開示決定通知書（様式第4号）
 - エ 公文書を保有していない等の理由により請求を却下する決定をしたとき 公文書開示請求却下通知書（様式第5号）
- (3) 準用する下田市条例第12条第2項に規定する書面 決定期間延長通知書（様式第6号）
- (4) 準用する下田市条例第13条に規定する書面 決定期間特例延長通知書（様式第7号）
- (5) 準用する下田市条例第14条第1項に規定する書面 事案移送通知書（様式第8号）
- (6) 準用する下田市条例第15条第1項に規定する通知 意見照会書（様式第9号）
- (7) 準用する下田市条例第15条第2項に規定する通知 意見照会書（様式第10号）
- (8) 準用する下田市条例第15条第3項に規定する意見書 開示決定等に関する意見書（様式第11号）

(準用)

第3条 次に掲げる事項及び方法は、下田市情報公開条例施行規則（平成28年下田市規則第22号）の各規定を準用する。

- (1) 準用する下田市条例第15条第1項及び第2項の規則で定める事項
- (2) 準用する下田市条例第16条の規則で定める方法

(公文書の開示の実施)

第4条 公文書（公文書を複製したもの及び前条第2号の方法により行ったものを含む。次項において同じ。）の閲覧又は視聴は、実施機関が指定する期日及び場所において行わなければならない

い。

- 2 実施機関は、開示決定を受けた者で公文書の閲覧又は視聴により開示を受ける者が当該閲覧又は視聴に係る公文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。
- 3 公文書の写し（前条第2号の方法により行ったものを含む。）の交付部数は、一の開示請求につき1部とする。

（写しの交付及び送付に要する費用）

第5条 準用する下田市条例第17条の2第2項の規定により公文書の開示を受けるものが負担する写しの交付に要する費用は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 組合の設置する複写機により写しを作成する場合及び組合の設置する印刷機により用紙に出力する場合（日本産業規格A列3番、A列4番、B列4番又はB列5番の用紙を用いる場合に限る。） 単色にあっては1枚につき10円、カラーにあっては1枚につき20円
 - (2) 組合の設置する複写機により写しを作成する場合及び組合の設置する印刷機により用紙に出力する場合（日本産業規格A列3番、A列4番、B列4番又はB列5番の用紙を用いる場合を除く。） 当該写しの交付に要する実費
 - (3) 光ディスクその他の電磁的記録媒体により複製を作成する場合 当該複製に要する実費
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、当該電磁的記録に応じて適切な方法により開示する場合 当該開示に要する実費
- 2 前項に定める写しの交付に要する費用は、事務所における開示の実施にあっては現金により、写しの送付の方法による開示の実施にあっては納付書、口座振込又は現金書留により納付しなければならない。
 - 3 写しの交付を送付により受ける場合における当該送付に要する費用は、納付書、口座振込、現金書留又は郵便切手で納付する方法とする。

（審査会への諮問等）

第6条 準用する下田市条例第19条第1項の諮問は、次の各号に掲げる決定等の区分に応じ、当該各号に定める諮問書を提出することにより行うものとする。

- (1) 開示決定等 諮問書（開示決定等）（様式第12号）
 - (2) 開示請求に係る不作為 諮問書（開示請求に係る不作為）（様式第13号）
- 2 前項の規定により提出する諮問書には、準用する下田市条例第19条第2項の弁明書の写しのほか、次に掲げる資料を添付するものとする。
 - (1) 審査請求書の写し
 - (2) 公文書開示請求書の写し
 - (3) 開示等に係る通知書の写し
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、審査の参考となる資料
 - 3 準用する下田市条例第20条の規定による諮問をした旨の通知は、諮問通知書（様式第14号）に

よるものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公文書開示請求書

年 月 日

様

住 所

開示請求者 氏 名

電話番号

南伊豆地域清掃施設組合情報公開条例の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

実施機関の名称	<input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 監査委員 <input type="checkbox"/> 議会
請求に係る公文書の内容	(できるだけ具体的に記入してください。)
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 送付希望)
連絡先	

※法人その他の団体にあつては、開示請求者欄に事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。（担当者の氏名等は連絡先欄に記入してください。）

※実施機関の名称及び開示の方法欄については、該当する項目に✓印を記入してください。

第 号
年 月 日

様

南伊豆地域清掃施設組合

公文書開示決定通知書

年 月 日付けで請求のありました公文書については、次のとおり開示することと決定しましたので、南伊豆地域清掃施設組合情報公開条例の規定により通知します。

公文書の名称又は内容		
開示の日時及び場所	日 時	
	場 所	
開 示 の 方 法	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 送付)	
連 絡 先		

※公文書の開示を受ける際は、この通知書を提示してください。

※指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ御連絡ください。

※公文書の写しの交付を受ける場合は、実費を請求します。

第 号
年 月 日

様

南伊豆地域清掃施設組合

公文書部分開示決定通知書

年 月 日付けで請求のありました公文書については、次のとおり一部を開示することと決定しましたので、南伊豆地域清掃施設組合情報公開条例の規定により通知します。

公文書の名称又は内容		
公文書を開示することの できない部分及び理由	部 分	
	理 由	
開 示 の 日 時 及 び 場 所	日 時	
	場 所	
開 示 の 方 法	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 送付)	
連 絡 先		

※公文書の開示を受ける際は、この通知書を提示してください。

※指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ御連絡ください。

※公文書の写しの交付を受ける場合は、実費を請求します。

※この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に実施機関に対して審査請求をすることができます。

※この決定の取消しを求める訴えをする場合には、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に実施機関を被告として（訴訟において実施機関を代表する者はその長）提起することができます。（なお決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。）ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様

南伊豆地域清掃施設組合

公文書不開示決定通知書

年 月 日付けで請求のありました公文書については、次のとおり開示しないことと決定しましたので、南伊豆地域清掃施設組合情報公開条例の規定により通知します。

公文書の名称又は内容		
公文書を開示することができない部分	(概要)	
公文書を開示することができない理由		
※公文書を開示することができる時期	日 時	年 月 日以降であれば、請求に係る公文書を開示することができますので、改めて開示の請求をしてください。

- (注) 1 ※印の欄は、請求に係る公文書の開示を拒む理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。
- 2 この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に実施機関に対して審査請求をすることができます。
- 3 この決定の取消しを求める訴えをする場合には、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に実施機関を被告として（訴訟において実施機関を代表する者はその長。）、提起することができます（なお決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様

南伊豆地域清掃施設組合

公文書開示請求却下通知書

年 月 日付けで請求のありました公文書開示請求については、次のとおり却下することと決定しましたので、南伊豆地域清掃施設組合情報公開条例の規定により通知します。

公文書の名称又は内容	
却下した理由	<input type="checkbox"/> 請求された情報が請求の対象とならない情報である。 <input type="checkbox"/> 請求された情報を特定することができない。 <input type="checkbox"/> 請求された情報が存在しない。
備考	

- (注) 1 請求を却下した理由欄は、該当する□内にレ印が付してあります。
- 2 この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に実施機関に対して審査請求をすることができます。
- 3 この決定の取消しを求める訴えをする場合には、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に実施機関を被告として（訴訟において実施機関を代表する者はその長。）、提起することができます（なお決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第6号（第2条関係）

決 定 期 間 延 長 通 知 書

第 号
年 月 日

様

南伊豆地域清掃施設組合

年 月 日付けで請求がありました公文書の開示については、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので、南伊豆地域清掃施設組合情報公開条例の規定により通知します。

公文書の名称又は内容	
南伊豆地域清掃施設組合情報公開条例第5条で準用する下田市情報公開条例第12条第1項の規定による決定期間	<p>年 月 日から</p> <p>年 月 日まで</p>
残りの公文書について開示決定等をする期限	<p>年 月 日</p>
南伊豆地域清掃施設組合情報公開条例第5条で準用する下田市情報公開条例第12条第2項の規定を適用する理由	
連 絡 先	
備 考	

決定期間特例延長通知書

様

南伊豆地域清掃施設組合

年 月 日付けで請求がありました公文書の開示については、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので、南伊豆地域清掃施設組合情報公開条例の規定により通知します。

公文書の名称又は内容	
南伊豆地域清掃施設組合情報公開条例第5条で準用する下田市情報公開条例第12条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき開示決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
上記期間内に開示決定等をする部分	
残りの公文書について開示決定等をする期限	年 月 日
南伊豆町清掃施設組合情報公開条例第5条で準用する下田市情報公開条例第13条の規定を適用する理由	
連絡先	
備考	

事 案 移 送 通 知 書

様

南伊豆地域清掃施設組合

年 月 日付けで請求がありました公文書の開示については、南伊豆地域清掃施設組合情報公開条例の規定に基づき、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

なお、請求に対する決定は、移送を受けた実施機関が行います。

開示請求に係る 情報公開の内容	
移送をした実施機関	(担当課) 電話番号
移送をした理由	
移送を受けた実施機関	(担当課) 電話番号
備 考	

（第三者利害関係人）

様

（組合の機関）

意見照会書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている公文書について、南伊豆地域清掃施設組合情報公開条例（令和5年南伊豆地域清掃施設組合条例第24号）の規定による開示請求があり、当該公文書について開示決定等を行う際の参考とするため、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該公文書を開示することにつき御意見があるときは、同封した「公文書の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

公文書の名称	
開示請求の年月日	年 月 日
公文書に記録されている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	部課室名： 連絡先：
意見書の提出期限	年 月 日

連絡先	（電話 ）
-----	-------

(第三者利害関係人)

様

(組合の機関)

意見照会書

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている公文書について、南伊豆地域清掃施設組合情報公開条例(令和5年南伊豆地域清掃施設組合条例第24号)の規定による開示請求があり、当該公文書について開示決定等を行う際の参考とするため、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該公文書を開示することにつき御意見があるときは、同封した「公文書の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

公文書の名称	
開示請求の年月日	年 月 日
南伊豆地域清掃施設組合情報公開条例第5条で準用する下田市情報公開条例第15条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
公文書に記録されている(あなた、貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先	部課室名： 連絡先：
意見書の提出期限	年 月 日

連絡先	(電話)
-----	-------

公文書の開示決定等に関する意見書

年 月 日

（組合の機関）

様

（ふりがな）
氏 名 _____
（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名）

住所又は居所
〒 _____
（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

年 月 日付けで照会のあつた公文書の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る 公文書の名称	
開示に関する 御意見	<input type="checkbox"/> 公文書を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 公文書を開示されることについて支障がある。 （1） 支障（不利益）がある部分 （2） 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

(説明事項)

1 「開示についての御意見」

公文書を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

また、「支障がある」を選択された場合には、(1)支障がある部分、(2)支障の具体的理由について記載してください。

2 「連絡先」

本意見書の内容について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号等を記載してください。

3 本件連絡先

本件の記載方法、内容等について不明な点がありましたら、次の連絡先に連絡してください。

組 合 連 絡 先	(電 話)
-----------	---------

様式第12号（第6条関係）

第 年 月 日
号

南伊豆地域清掃施設組合情報公開・個人情報保護審査会 御中

（組合の機関）

諮問書（開示決定等）

このことについて、南伊豆地域清掃施設組合情報公開条例（令和5年南伊豆地域清掃施設組合条例第24号）第5条で準用する下田市情報公開条例（平成28年下田市条例第7号）第19条第1項の規定に基づき、諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る公文書の名称	
2 審査請求に係る開示決定等 (開示決定等の種類) <input type="checkbox"/> 開示決定 <input type="checkbox"/> 一部開示決定 (該当不開示条項) <input type="checkbox"/> 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付、文書番号 (2) 開示決定等をした者 (3) 開示決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 公文書開示請求書 (写し) ② 公文書部分開示決定通知書 (写し)、公文書不開示決定通知書 (写し) 又は公文書開示請求却下通知書 (写し) ③ 審査請求書 (写し) ④ 弁明書 ⑤ 反論書 ⑥ 開示の実施を行った公文書 (写し) ⑦ その他参考資料
7 諮問庁担当部署、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス、住所等	

(注1) 2の「(開示決定等の種類)」については、該当する開示決定等の□をチェックすること。
また、一部開示決定又は不開示決定の場合には、該当不開示条項(南伊豆地域清掃施設組合情報公開条例第5条で準用する下田市情報公開条例第7条各号、第10条又は文書不存在)を記載すること。

(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適切と考えるため」、「全部開示とすることが適切と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(注3) 6の⑦の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第11条の総代、同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、南伊豆地域清掃施設組合情報公開条例第5条で準用する下田市情報公開条例第12条第2項又は第13条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

様式第 13 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

南伊豆地域清掃施設組合情報公開・個人情報保護審査会 御中

（組合の機関）

諮問書（開示請求に係る不作為）

このことについて、南伊豆地域清掃施設組合情報公開条例（令和 5 年南伊豆地域清掃施設組合条例第 24 号）第 5 条で準用する下田市情報公開条例（平成 28 年下田市条例第 7 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、諮問します。

(別紙)

1 開示請求に係る公文書の名称	
2 審査請求に係る開示請求	(1) 開示請求の日付、受付番号等 (2) 開示請求の宛先
3 補正に要した日数、開示決定等の期限	
4 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
5 諮問の理由	
6 参加人等	
7 添付書類等	① 公文書開示請求書 (写し) ② 審査請求書 (写し) ③ 弁明書 ④ 反論書 ⑤ その他参考資料
8 諮問庁部署、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス、住所等	

(注1) 1の「開示請求に係る公文書の名称」については、開示請求の場合には当該開示請求に係る公文書の名称を記載すること。

(注2) 3の「補正に要した日数、開示決定等の期限」については、補正を求めた場合には当該補正に要した日数を記載すること。

(注3) 5の「諮問の理由」については、例えば、「開示請求から相当の期間(※)が経過していないと考えるため」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記載すること。

(※) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第3条に規定する「相当の期間」を指します。以下同じ。

(注4) 7の③の「弁明書」においては、例えば、開示請求から相当の期間(※)が経過していないと考える理由について、南伊豆地域清掃施設組合情報公開条例第5条で準用する下田市情報公開条例第13条の規定が適用された場合には、同条を適用した理由、同条の「相当の期間」として設定した期間の妥当性などを具体的に記載すること。

(注5) 7の⑤の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、南伊豆地域清掃施設組合情報公開条例第5条で準用する下田市情報公開条例第12条第2項又は第13条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

第 号
年 月 日

（審査請求人等）

様

（組合の機関）

諮問通知書

年 月 日付け（組合の機関）に対する審査請求について、下記のとおり南伊豆地域清掃施設組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、南伊豆地域清掃施設組合情報公開条例（令和 5 年南伊豆地域清掃施設組合条例第 24 号）第 5 条で準用する下田市情報公開条例（平成 28 年下田市条例第 7 号）第 20 条第 1 項の規定により通知します。

記

審査請求に係る公文書の名称	
審査請求に係る開示決定等	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日 ・ 諮問第 号

（注 1） 「審査請求に係る開示決定等」の欄については、開示決定等の日付・文書番号、開示決定等をした者、開示決定等の種類〔開示決定、不開示決定等〕を記載する。

（注 2） 「諮問日・諮問番号」の欄は、南伊豆地域清掃施設組合情報公開・個人情報保護審査会が付す番号である。